

第 5 章 計画の目標

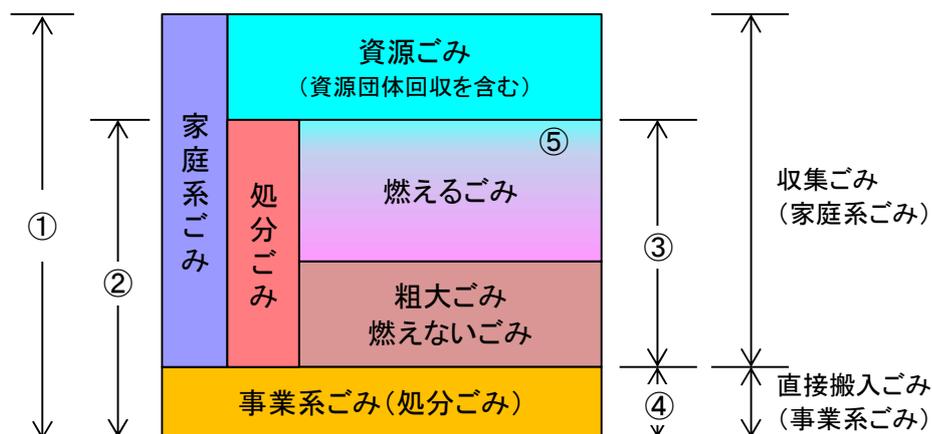
3 数値目標

(1) 数値目標

令和 5 年度における数値目標は次の 5 項目とします。また、数値目標に付随する指標として、参考指標を設定します。

表 5-1 数値目標

項目	単位	H24 年度	H30 年度	R5 年度	参考 (H30-R5)	
		基準値	実績値	目標値	削減量	削減率
①総ごみ排出量	g/人・日	921	820	845	達成	
②処分ごみ排出量	g/人・日	696	640	577	63	10%
③家庭系処分ごみ排出量	g/人・日	519	471	428	43	9%
④事業系ごみ排出量	t/日	14.6	14.1	12.2	1.9	14%
1 人 1 日あたり事業系ごみ排出量 (参考指標)	g/人・日	177	169	149	20	12%
⑤燃えるごみ中の資源ごみ 混入率 (3 年平均値)	%	30.4	23.6	25.0	1.4 ポイント	—
資源化率 (参考指標)	%	30.0	27.5	32.0	-4.5 ポイント	—



- ①: 総ごみ排出量 (③+④+資源ごみ)
 ②: 処分ごみ排出量 (③+④)
 ③: 家庭系処分ごみ排出量
 ④: 事業系ごみ排出量
 ⑤: 燃えるごみ中の資源ごみ混入率

図 5-2 数値目標図説

- 資源化の実態を把握する指標として、「燃えるごみ中の資源ごみ」を新たに設定します。
これは、前計画の目標として設定した「資源化率」だけでは、資源化の実態を把握することが難しくなってきたためです。ただし、資源化率については、他の自治体との比較や、これまでの統計の継続性等の理由から、参考指標として引き続き把握していきます。
- 燃えるごみ中の資源ごみ混入率は、毎年実施される燃えるごみの組成調査により把握します。
この調査では、市内5地区(新興住宅、集合住宅、農村地域、商業地域、自治会活性化地域)における燃えるごみを、数か所の集積所から30袋ずつ無作為に回収し、ごみの種類別に重量割合を算出します。
- 調査方法の特性上、データにばらつきが生じるため、調査年を含めた過去3年間の平均値をその年の実績値として採用します。
- 基準値を平成22～24年度の平均値30.4%として、令和5年度の目標値を、平成17～24年度までの実績値を勘案して25%と設定しました。(15ページの図3-5参照)

(2) 数値目標から算出した削減及び資源化必要量

数値目標を達成するために必要な削減及び資源化量は、図5-3で示すとおりです。

平成30年度実績値では、家庭系処分ごみは471g/人・日で48g減少し、資源ごみは180g/人・日で45減少しています。

また、①総ごみ排出量が令和5年度目標値を達成した理由は、処分ごみ排出量の減少もありますが、資源ごみ回収量が減っていることが大きな要因と考えられます。これは、資源ごみの紙類の収集量が大幅に減少していることが大きな要因と考えられます。

全国的に紙量が減少していることから、資源ごみ回収量の大幅な増加は難しいため、資源ごみ分別推進による回収量の増加を図る必要があります。

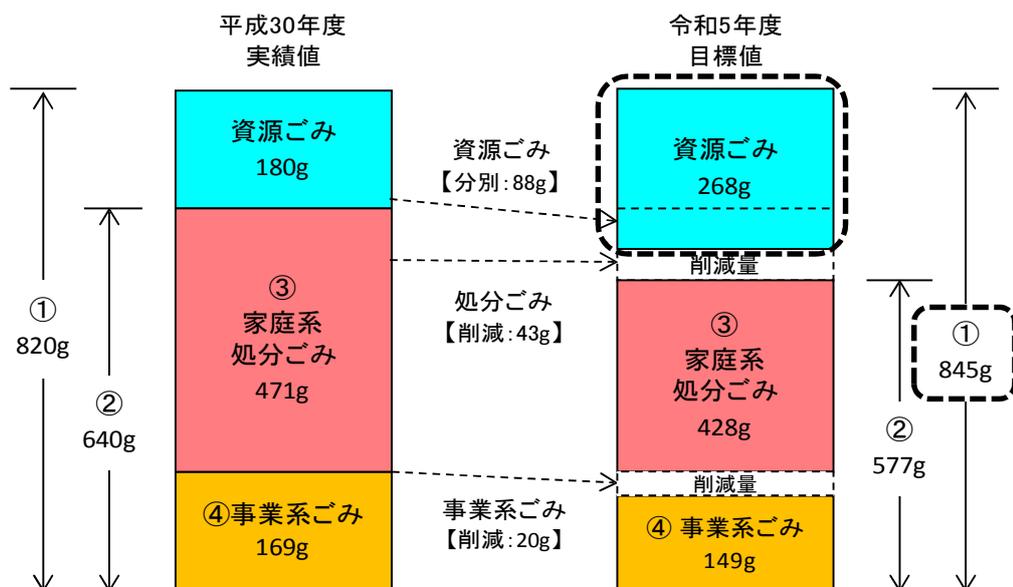


図5-3 数値目標から算出した資源化と削減の必要量の図説

4 取り組みの実施により期待できる効果の推計

平成24年度の実績値をもとに、本計画の取り組みの実施により期待できる削減及び資源化量を推計しました。

表 5-2 取り組みの実施により期待できる効果の推計

単位：g/人・日

	実施分類	第6章に定める具体的な取り組み事項	効果推計値		効果内容	
			削減	資源化		
1	燃えるごみの減量・資源化	No. 1 「燃えるごみの排出量に応じた費用負担」	22	9	燃えるごみの6%を減量 (内訳：削減22g、資源化9g)	
2	生ごみの水切り	No. 3 「啓発プロジェクトの推進」 No. 30 「自治会等の団体との啓発推進」	10	—	水切りの徹底により生ごみを5%削減	
3	生ごみの堆肥化	No. 21 「生ごみ堆肥化のシステム作り」 No. 26 「生ごみ堆肥化の提供」 No. 29 「ふれあい農園における堆肥化推進」 No. 31 「自治会等との連携による堆肥化推進」	9	—	生ごみ堆肥化に取り組んでいる世帯(全世帯の5%)で生ごみを70%削減	
4	ごみの発生抑制・再使用	No. 2 「再利用品広場の拡充」 No. 4 「エコライフの推進」 No. 5 「レジ袋削減運動の更なる展開」 No. 6 「子ども用品の譲渡及び譲受けの場の拡大」 No. 8 「再使用に関する情報発信」	7	—	ごみの発生抑制・再使用に配慮した生活を実践する市民(全世帯の5%)により、家庭ごみを25%削減	
5	雑がみの分別適正化	No. 7 「市民への情報発信」 No. 9 「見学会等による市民啓発」 No. 24 「資源物拠点回収所の設置条件統一」 No. 25 「リサイクルステーションの設置」 No. 27 「戸別収集の検討」 No. 28 「警告シール制度の効果的運用」 No. 32 「資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性向上」 No. 34 「販売店に使用済容器を戻す仕組みづくり」	—	14	燃えるごみ中に混入している雑がみの25%を適正分別	
6	プラスチック製容器包装の分別適正化		—	14	燃えるごみ中に混入しているプラスチック製容器包装の30%を適正分別	
7	古紙類の分別適正化		—	6	燃えるごみ中に混入している古紙(新聞・雑誌・ダンボール)の25%を適正分別	
8	古着類の分別適正化		—	5	燃えるごみの中に混入している古着類の30%を適正分別	
9	紙パックの分別適正化		—	2	燃えるごみ中に混入している紙パックの50%を適正分別	
10	飲料容器類の分別適正化		—	2	燃えるごみに混入しているかん・びん・ペットボトルの50%を適正分別	
11	新たな分別による資源化		No. 19 「剪定枝・木製品の資源化」 No. 20 「小型家電の分別回収」	—	3	左記の資源ごみが処分ごみの中に1%混入していると仮定して、この半分を分別資源化。
合計			48	55		

(1) 家庭系ごみの推計

家庭系ごみに関する取り組みの実施により期待できる効果は、表 5-2 に示すとおりです。

- ・ 家庭系処分ごみの削減 48/人・日
- ・ 資源化 55g/人・日

(2) 事業系ごみの推計

事業系ごみに関しては、実態把握が不十分な状況にあり、現時点では推計することができないため、できるだけ早急に実態を把握した上で推計することとします。

5 取り組みの実施による評価

表 5-3 は、取り組みの実施による評価を示したものです。

家庭系ごみの削減及び資源化については、本計画の取り組みを実施することにより、数値目標を達成することが可能です。ただし、事業系ごみについては、現時点では評価することができません。

表 5-3 取り組みの実施による評価

	数値目標達成のために必要な量	取り組み実施により期待できる効果値	単位：g/人・日 評価
家庭系ごみの削減	48	48	期待できる
資源化	43	55	十分期待できる
事業系ごみの削減	28	-	未確認

基本方針1 発生抑制「ごみを出さない・持ち込まない」 再使用「ごみにしない」

基本施策1-①：ごみを出さない意識づくり

「すぐごみになるものを家庭に持ち込まない」、「ものを簡単に捨てない」、「ものを大切に使う」といった行動が定着するような取り組みを推進します。

No. 1 燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。 **重点** **NEW**

内容 燃えるごみの分別徹底と発生抑制を目的とし、経済的なインセンティブを活用した方策を検討します。

前期
取組

- ・循環型社会推進会議の専門部会にて、燃えるごみに関する調査研究（H26～H29）
- ・循環型社会推進会議より、燃えるごみ有料化に関する提言書提出（H29）
- ・廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、提出された答申に基づき有料化を実施しない判断を行う。

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
← 調査・研究		← 検討			判断				

No. 2 再使用を推進するためリサイクル広場の再利用品広場を拡充します。 **重点** **発展**

内容 粗大ごみとして排出された家具や、リサイクル広場に持ち込まれた子ども用品等を修理・販売する仕組みを検討し、リサイクル広場のさらなる周知・充実を図り、再使用（リユース）の取り組みを推進します。

前期
取組

- ・リサイクル広場にてリユース事業として開始していた自転車、子ども用品（ベビーカー等）を、リサイクル・リユース祭でも提供開始（H28）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
← 調査	← 検討	← 準備				実施			

No. 3 子ども用品の譲渡及び譲受けの場を拡大します。 **発展**

内容 家庭において不要となった子ども用品の譲渡、譲受け及びレンタル等を提供する場を拡大します。

前期
取組

- ・あげます・ください情報の更新（随時）
- ・レンタル等を提供する場の拡大は未着手
- ・健康フェスタの会場で、子ども用品の提供を開始（H27～）

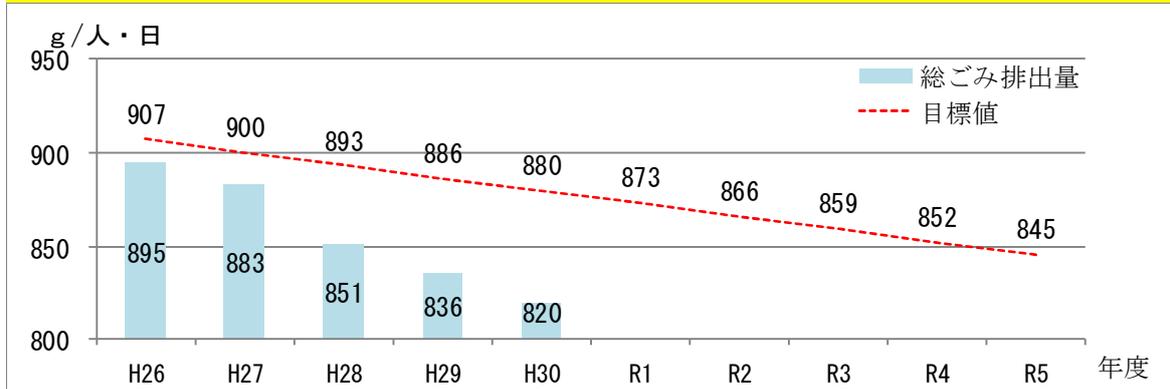
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		← 検討	← 準備			実施			

追 加

基本計画前期（平成 26 年度から 30 年度）における目標値の推移

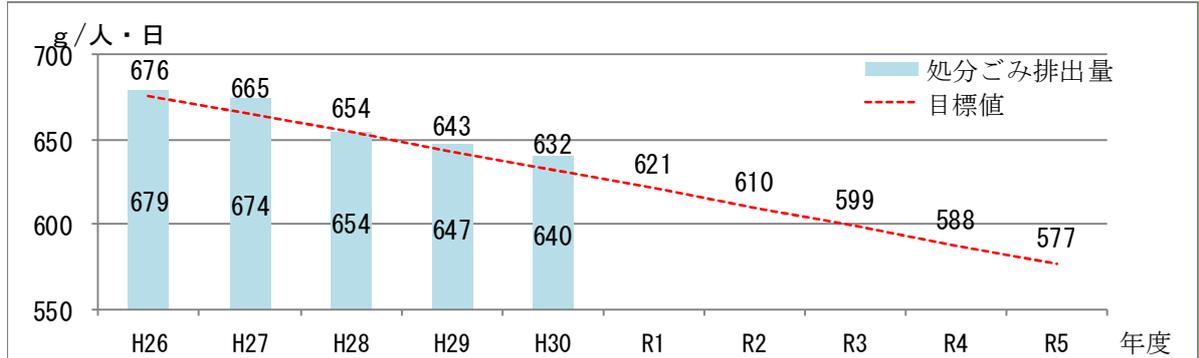
(1) 総ごみ排出量

本市における平成 30 年度の事業系ごみを含めた総ごみ排出量は、1 人 1 日あたり 820 g となり、令和 5 年度目標値 845 g を達成しています。



(2) 処分ごみ排出量

本市における平成 30 年度の処分ごみ排出量は、1 人 1 日あたり 640 g となり、ほぼ目標値のとおり推移しています。



(3) 家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量

本市における平成 30 年度の家庭系処分ごみ排出量（資源ごみを除く）は、1 人 1 日あたり 471 g となり、ほぼ目標値のとおり推移しています。

